

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年十二月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十二月二十四日

埼玉県飯能県土整備事務所長 鈴木 水 弘

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 富岡入間線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
飯能市大字阿須字菅沢三三番二四 地先から同市大字阿須字菅沢二七 番一地先まで		区 間
一一・九五〇 一二・一七〇	五・五一〇 一二・〇二〇	敷地の幅員 (メートル)
四九・三〇〇		延長 (メートル)
		備 考